

江戸川第一終末処理場計画地検討会設置要綱

(名 称)

第1条 この検討会は、江戸川第一終末処理場計画地検討会（以下「検討会」という。）という。

(目 的)

第2条 検討会は、現在、都市計画決定している江戸川第一終末処理場計画地（約48ヘクタール）全域の土地利用計画について検討することを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 土地利用
- (2) 整備手法
- (3) その他検討会で必要と認めた事項

(組 織)

第4条 検討会は、別記1に掲げる、地権者9名（石垣場3名、東浜3名、下妙典3名）、周辺自治会代表者3名及び千葉県2名、市川市2名の合計16名の委員をもって組織とする。

(委 員)

第5条 委員は次に掲げる者について、千葉県都市部長が委嘱する。

- (1) 地権者
 - (2) 周辺自治会代表者
- 2 委員の任期は、第2条の目的が達成されるまでの間とする。
 - 3 地権者委員が法人にあっては、代表者の届け出を行うものとする。
 - 4 周辺自治会代表者にあっては、行徳地区自治会連合会から委員推薦の届け出を行うものとする。

(会長等)

第6条 検討会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は千葉県都市部技監とする。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会議運営に関し必要な事項は要領で定める。

(事務局)

第8条 事務局は、千葉県都市部下水道計画課及び市川市建設局都市政策室に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めのない事項については、会長が委員の意見を聞いて定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

江戸川第一終末処理場計画地検討会の会議運営要領

(主 旨)

第1条 この要領は江戸川第一終末処理場計画地検討会(以下「検討会」という。)の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の運営)

第2条 議長は、会議を主宰し、議場の秩序を保持する。

(発 言)

第3条 委員は、発言しようとする時は、議長の許可を得なければならない。

(退 席)

第4条 委員は、開会中事故のため退席しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(会議の公開)

第5条 検討会の会議は公開とする。ただし、会議の円滑な運営に著しく支障を生じさせるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

2 会議の公開は、傍聴により行なう。なお、傍聴人は静粛にするものとし、発言等をしてはならない。

3 1項ただし書きの非公開とする場合は、会長が検討会に諮って決定する。

(会議録)

第6条 事務局は会議録を作成し、保存するものとする。

2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 会議のてんまつの概要

3 議長は、会議に先立ち、会議録署名人2名を指名するものとする。

(補 足)

第7条 この要領を施行するために必要な事項は、議長が委員の意見を聞いて定める。